

今後の蚕糸業のあり方に関する検討会 最終報告書（案）

平成19年3月28日

目 次

検討の経緯	1
蚕糸業の現状と課題	2
1 蚕糸業等の現状	
(1) 養蚕業	
(2) 製糸業	
(3) 織物業	
2 繭・生糸の国境措置と支援措置	
(1) 国境措置	
(2) 繭糸価格制度	
3 蚕糸業の課題	
今後の蚕糸業振興の基本戦略	5
1 基本的な方向（国産ブランドの確立）	
2 国産繭・生糸の積極的な利用体制の構築	
(1) 純国産絹製品づくりによる差別化	
(2) 川上・川下の提携による純国産絹製品づくり	
3 純国産絹製品の識別の容易化	
(1) 消費者の立場に立った国産表示の実施	
(2) 消費者の理解の醸成	
4 繊維以外の新たな需要への対応	
今後の蚕糸業振興対策の展開方向	9
1 川上・川下提携システムの構築	
(1) 川上・川下提携システムの形成とコーディネーターが果たす役割	
(2) 川上・川下提携システムの構築に向けた支援のあり方	
2 国産ブランドの適切な表示と国民の理解醸成	
3 技術シーズの再評価・活用、基礎的資材の安定供給	
今後の具体策の策定に当たっての留意事項	11
(別添1)「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」委員名簿	
(別添2)「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」最終報告までの開催状況	

検討の経緯

蚕糸業は、明治以降、わが国の経済を支える基幹産業として発達し、生産された生糸を輸出して得られた外貨は近代日本の発展を支えてきた。わが国の蚕糸業が最盛期であった昭和初期（昭和4年）には、全国の農家の約40%にあたる220万戸が養蚕に従事し、全耕地の約10%の62万ヘクタールで桑が栽培されており、繭生産量40万トン、生糸の生産量71万俵、輸出量51万俵の規模を有していた。また、生糸や絹織物の輸出額は輸出総額の44%を占め、蚕糸業は最大の輸出産業でもあった。

戦後の蚕糸業は、昭和27年に制定された繭糸価格安定法により生糸価格の安定を図ることによって、国内繭生産量の確保を目指してきた。しかし、価格安定対策をはじめ様々な対策の実施にもかかわらず、和装需要の減退、生糸・絹製品の輸入増大等により、繭や生糸の生産量は、昭和30年代以降一貫して低落傾向をたどってきた。

しかし、現在も、養蚕は、中山間地域の傾斜地など作目の選択幅の狭い特定の地域において、農家の複合経営を構成する重要な一部門として位置づけられ、高齢者にも就業の場を提供するとともに、営農活動を通じて国土保全にも貢献している。また、養蚕業・製糸業は、織物業と一体となって、地域経済を支える役割を果たすほか、各地域における特色ある製織や染色技術の発展を通じて、わが国の伝統文化である和装文化の形成などにも大きく寄与している。

蚕糸業が衰退し、わが国の和装文化を支えている繭・生糸の生産基盤が国内から失われることは和装文化の基盤を失うことになる。このことは、わが国の絹織物業にとっても大きな損失である。今後とも、この和装文化の基盤を国内に残していくためには、国内の養蚕業・製糸業が、規模は小さくとも産業として存続し、養蚕・製糸技術を後世に伝えていくことが必要である。

また、現在、昆虫の様々な機能を利用して新産業の創出を目指す研究開発が精力的に行われているが、今後、それを産業化する段階においては、家畜化され様々な人為的なコントロールが可能な昆虫で、タンパク質の生産機能が高い蚕を利用することが期待されている。このような新産業（昆虫産業）の創出のためにも、養蚕業を産業として存続させ、技術水準を維持していくことが必要である。

このような観点から、本検討会では、蚕糸業関係者のみならず、幅広く川下の織物業、流通業関係者等の参画も得て、18年5月から、今後の蚕糸業のあり方について検討を行った。本報告書は、これまでの検討結果として、今後、国内の養蚕業・製糸業を産業として存続させる上での基本的戦略と今後の蚕糸業振興対策の展開方向についてとりまとめたものである。

蚕糸業の現状と課題

1 蚕糸業等の現状

(1) 養蚕業

< 養蚕農家数、繭生産量の急速な減少 >

蚕糸業の規模は、高齢化の進展、生糸価格の低迷等から縮小を続け、平成18年には、養蚕農家数1,345戸、繭生産量505トンと、5年前と比較してほぼ半減の状態にある。

養蚕農家は高齢化が進み、主産地である群馬県の養蚕農家の平均年齢をみると69歳となっている。また、養蚕への新規参入及び復活農家は全国でわずか数戸にとどまっており、養蚕農家は急速に減少している。

< 養蚕の低収益性 >

養蚕農家の手取り繭代は、毎年設定される取引指導繭価と基準繭価（製糸支払繭代）との差額が蚕糸業経営安定対策事業により補てんされ、一定額が確保される仕組みとなっており、現在、高品質な繭では2,000円/kgの繭代の確保が可能となっている。しかし、自家労賃も含めた繭の生産費を償うには十分な状況にはない。

(2) 製糸業

< 製糸業者の減少 >

大規模な製糸工場（器械製糸）は、繭生産量の激減に伴う原料繭確保の困難化、生糸価格低迷による採算性の悪化等から撤退が続き、現在操業中の工場はわずか2社（群馬、山形）となっている。一方、小規模な製糸工場（国用製糸）は、工場数がここ数年横ばいで推移しているため、生糸の生産量に占めるウェイトは年々高まり、現在では生糸の年間生産量の約1 / 3程度を占めている。

< 生糸価格の低迷と製造コスト >

国産生糸価格は、従来、輸入生糸価格を上回って推移してきた。しかし、平成10年ごろからシェアの激減により価格形成力を失い、輸入生糸との価格差がない状況となっている。また、現在の価格は生糸加工費を大幅に下回る状態にある。

< 国産生糸の品質に対する厳しい評価 >

国産生糸は、かつては品質面で高い評価を受けていた。しかし、現在では輸入生糸と大きな品質格差はないと言われており、一部の実需者からは、国産生糸は、節が多い、ロットが小さく経糸に不向きである等の厳しい評価もなされている。

(3) 織物業

< 製品輸入の増加による経営の悪化 >

平成17年からの、絹糸・絹織物の輸入自由化に伴い、絹織物の輸入が飛躍的に増加しているため、国内の織物業、撚糸業等も輸入製品との厳しい競争環境にさらされており、絹織物産地は危機的状況である。絹織物の産地は依然として各地に存在するものの、織

物業においても、高齢化の進行、需要の低迷等の課題を抱え、産地では強い危機感を持っている。

2 繭・生糸の国境措置と支援措置

(1) 国境措置

< 繭の関税割当制度 >

繭の輸入は、平成7年度から、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき関税割当制度に移行したが、近年、製糸業者の減少等により輸入実績は大幅に減少している。

< 生糸の実需者輸入制度(割当数量と調整金) >

生糸の輸入は、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」に基づき、(独)農畜産業振興機構が行う輸入のほか関税相当量(関税及び輸入系調整金)を支払って輸入する一般輸入があり、このうち、実需者が使用する旨の認定を受けたものについては、輸入系調整金を減額する制度となっている。この実需者が使用する生糸については絹業の経営安定に配慮して割当数量等を設定しているが、近年、輸入実績は絹織物の生産減少により、割当数量を下回って推移しており、輸入数量の調整による価格安定機能が低下している。

(2) 繭糸価格制度

< 輸入系調整金を財源とした繭代補てん制度 >

繭糸価格安定法の下では、製糸会社が基準繭価を保証し、事業団が生糸価格の安定化を図ることにより繭代を確保する仕組みとなっていたが、和装需要の減、円高基調による製品輸入の増加等により生糸価格が低落したため、ウルグアイ・ラウンド農業合意を機に、生糸価格の安定措置と繭代保証を切り離し、繭代については、取引指導繭価を設定して、製糸支払の繭代(基準繭価)との差額について補てんを行う仕組みに移行した。

現在、取引指導繭価(農家手取繭代：1,518円/kg)と基準繭価(製糸支払繭代：100円/kg)との差額(1,418円/kg)は輸入系調整金と国費により補てんされており、養蚕農家の手取りの9割以上が公的支援に依存する状態となっている。

< 生糸の実需者輸入割当制度と輸入系調整金 >

実需者が行う生糸輸入の数量、単価については、毎年度決定されることとなっており、平成18生糸年度は、実需者割当数量4万俵、調整金単価190円/生糸kgである。輸入系調整金収入は、単価の引下げ及び輸入数量の減少により、近年、減少傾向で推移している。

織物業者の中には、輸入系調整金が徴収される輸入生糸を使用する場合と自由化され無税の輸入絹撚糸を使用する場合で原料コストに差が生じるため、調整金を廃止して欲しいという意見がある。

< 国庫助成制度の推移 >

繭代補てんは、当初、蚕糸砂糖類価格安定事業団(現(独)農畜産業振興機構)の蚕糸業振興資金へ輸入系調整金による収入を繰り入れることにより賄われていた。その後、輸入系調整金の不足に伴い、平成8年度から国の補助事業を実施し、12年度から現在に

至るまで、蚕糸業経営安定交付金として、国庫から蚕糸業振興資金へ繰入を行っている。

現在は、輸入糸調整金収入と国費だけでは各年の繭代補てん額が賸いきれず、蚕糸業振興資金を取り崩してこれに充当しているため、同資金の残高は年々減少しており、このまま推移すればあと数年で資金が枯渇するおそれがある。

3 蚕糸業の課題

< 負のスパイラルからの脱却 >

昭和30年代以降、蚕糸業は低落傾向をたどり、その産業規模は大幅に縮小してきた。これに伴い、農家への指導体制（平成6年蚕業改良指導員制度の廃止）や技術開発体制の縮小（蚕糸試験場(国立研究機関)、県の蚕業試験場の廃止など）、蚕種・養蚕資材メーカーの撤退など蚕糸業への支援体制も著しく脆弱化してきた。このような背景と相まって、個々の養蚕農家や製糸業の採算が悪化し、従来、わが国で開発され蓄積されてきた高度な蚕糸技術を十分に発揮するゆとりがなく、繭・生糸の品質低下を招いている状況にある。

早急に、このような負のスパイラルから抜け出し、産業規模の縮小に歯止めをかけることが必要である。

< 関係者の意識改革 >

生糸は、かつてわが国の経済を担う輸出品目であったため、蚕糸業では高品質かつ均質な生糸を効率的に大量生産することが重要視されてきた経緯がある。例えば、平成10年に廃止された蚕糸業法では、指定された生産性の高い交配種だけが飼育可能で、生産性の低い「小石丸」等の在来品種の飼育は一般にはできなかった。繭や生糸の生産量が激減した現在でも、養蚕農家や製糸業者など関係者は、いまだにかつての大量生産時代の意識から完全に脱却できていない面もみられる。

産業規模の縮小に歯止めをかけるためには、国内需要にきめ細かく対応できる蚕糸業を実現することが重要であり、そのためには、まず関係者の意識改革が必要である。さらに、既に蚕糸業は歴史的使命を終えたとの意見もある中で、蚕糸業の持続的な展開を図るためには、関係者が基本認識を統一し、背水の陣を敷いて、断固わが国蚕糸業を残すとの覚悟を持つことが必要である。

< 生き残り戦略の策定 >

国際的にトップクラスに位置するわが国の技術を駆使し、川上の蚕糸業のみならず、川下の関係者までが一体となり、蚕糸業を持続的な産業として存続させるため、蚕糸業生き残りのための基本戦略を策定することが必要である。

今後の蚕糸業振興の基本戦略

1 基本的な方向(国産ブランドの確立)

蚕糸業が衰退した大きな原因は、和装需要の減退、安価な輸入糸や二次製品の増大等による生糸価格の低迷等によって、養蚕農家や製糸業の経営状況が悪化し離業者が増加したことであり、このままでは、蚕糸業は自然死に至りかねない危機的な状況にある。

また、絹糸・絹織物の輸入自由化による急激な輸入の増加により、蚕糸業と密接に関係している国内織物業、撚糸業等も厳しい環境に置かれており、毎年輸入品にシェアを奪われている。

一方で、最近の食の安全・安心への関心の高まりの中で、食料を中心として消費者の国産志向が強まっている。生糸は日本の古代以来の繊維であり、また、絹は和装という日本文化の一翼を担っていることに加え、広く国民生活に定着していることもあり、国産の繭・生糸を原料とし、国内で製造された絹製品に対する消費者の愛着・本物志向は極めて強いと考えられる。

このような状況を踏まえれば、今後、蚕糸業を持続的な産業として存続させるためには、繭・生糸の生産から最終製品に至る加工まで一貫して国内で行われた純国産絹製品（以下「純国産絹製品」という。）を「国産ブランド」として確立し、輸入糸を使用した絹製品と区別された市場を構築することが必要である。このような「国産ブランド」の確立に当たっては、

国産の繭・生糸利用の希少性を活用し、川上（蚕糸業）と川下（織物業、流通業等）が連携して、消費者にとって魅力ある純国産絹製品を作ること。また、その際、細織度など国産繭・生糸の特長を最大限に活かすこと

消費者に製品を適正な価格で購入してもらい、川上と川下の連携の中で、収益を川上まで適切に配分することにより、養蚕農家や製糸業の経営の安定が図られること

消費者に対し、純国産絹製品の良さを積極的に発信するとともに、消費者が、圧倒的なシェアを占める輸入糸による製品の中で、純国産絹製品を容易に識別できるよう、消費者の立場に立ったわかりやすい国産表示を徹底することが重要である。

2 国産繭・生糸の積極的な利用体制の構築

(1) 純国産絹製品づくりによる差別化

国産の繭・生糸の生産量が、繭で約500トン、生糸で2,000俵（国内消費量の2%）まで大幅に減少したこと、和装は国産製品が本物であるとの消費者の認識、国内の織物・流通業にとっても輸入絹織物との競争に打ち勝つ製品づくりのため純国産による差別化・ブランド化が一つの有力な手段であること等を踏まえ、純国産絹製品の希少性を訴えることにより、輸入糸による製品と区別された市場を確立することが必要である。

国産繭・生糸利用の優位性は、ごくわずかになった国産原料という希少性に加え、す

すべての生産工程が明らかで履歴をトレースすることができることにより得られる安心感にある。このような優位性を最大限に生かしつつ、養蚕農家、製糸業まで収益を適切に配分するということを考慮すれば、最終製品の価格水準が高く、国産との親和性が高い和装分野を主なターゲットとして純国産絹製品づくりを進めることが適当である。

また、国産ブランドの価値を安定・向上させるためには、希少性による差別化と併せて、国産生糸に付加価値（プレミアム）を付ける努力も重要である。現在、「小石丸」やぐんまオリジナル品種等の特長ある繭が生産され、品種に由来する特長を活かした生糸の原料として利用されている。このような特長ある繭による国産生糸の付加価値の向上を図るため、特長ある繭の生産を拡大することが必要である。また、高度な繰糸技術の利用による太織度糸など特長ある生糸を活用することも必要である。

なお、輸入糸製品との差別化のため、特長ある繭を作る蚕品種や高度な繰糸技術が、海外へ流出しないよう十分留意することが必要である。

(2) 川上・川下の提携による純国産絹製品づくり

< 川上・川下の提携システムの構築 >

蚕糸業と織物業等が、距離的に近いところに位置し、一体となって、原料へのこだわり、風合い・デザイン、物語性の付与など消費者のニーズに応じた製品作りができることが、純国産絹製品の最大のメリットである。これまでも、川上・川下双方の情報に通じた流通業等が企画した提携システムによる純国産絹製品のブランド化の成功事例が多く存在しているが、今後は、このような事例も参考にしつつ、純国産絹製品のブランド確立に、川上・川下の提携システムの構築を促進していくことが重要である。

その際、この提携システムをうまく構築し機能させるためには、川上・川下それぞれが持っている情報を円滑に相互伝達させること、特に、消費者のニーズを的確に把握し、川上の繭・生糸生産に反映させるとともに、厳しい環境下にある織物業等の活性化にも役立てること等が重要である。このため、蚕糸業、織物業自らが純国産絹製品の特長などについて積極的に情報発信を行うとともに、流通業が、川上・川下の連携の要となって純国産絹製品づくりに積極的に関与することが必要である。

また、この提携システムを安定的に機能させるためには、一定の品質の原料を安定的に供給することが不可欠であることから、提携システムの中で、収益を川上まで適切に配分することを明確に位置付け、蚕糸業の経営の安定を図ることが重要である。

< 提携システムにおけるコーディネーターの重要性 >

これまでの提携システムの事例によれば、川上・川下の状況に精通したコーディネーターの活動が、提携システムの構築や安定的な機能発揮の上で決定的な役割を果たしてきた。このため、提携システムの構築に当たっては、新商品の企画・開発を行い、関係者間の調整を行いつつ川上・川下の情報を相互に伝達させ、原料である繭・生糸の供給から、商品の製造、販売までを責任を持って実現させるコーディネーター（またはコーディネート組織）の発掘、育成が必要である。

<マーケット・イン型蚕糸業への転換>

これまで、川上（養蚕農家、製糸業）は原料供給に徹し、製品づくりにはほとんど関与していない状況にあった。17年度からの蚕糸構造改革の中で、製糸業者は、実需者との販売契約に基づく繭・生糸の生産（契約生産）の実現に取り組み、18年度春蚕期から初めて流通業者との間で契約生産が行われた。今後の蚕糸業においては、提携システムへの積極的な参画や契約生産の拡大等により、国産繭・生糸を積極的に利用しようとする織物・流通業との安定取引による原料供給体制を確立することが必要である。

一方、品質面における国産生糸の優位性はなくなりつつあるため、養蚕農家・製糸業は、特徴ある蚕品種の利用、用途に応じた糸づくり、生産工程の管理等により、川下の要望にきめ細かい対応が可能であることに優位性を求めていくことが重要である。したがって、養蚕農家・製糸業は、これまでの画一、均一化した繭・生糸作りとは異なる、マーケット・イン型の付加価値の高い繭・生糸生産体制を確立し、価格形成力を確保することが必要である。

また、国産品は、一般的に、消費者から安全・安心、品質の良さを期待されており、純国産絹製品についても、そうした消費者の要望に応えられるよう、川下の要望に合致した繭・生糸の生産を行うことが必要である。

なお、現在、繭は解じょ率と生糸量歩合、生糸は織度と格付を中心にして品質を評価しているが、川下との連携により取引を行っていくためには、川下の要望・評価に応じた、これまでと異なる品質評価基準も必要である。

<養蚕・製糸ユニット(川上ユニット)の確立>

器械製糸工場は、この数年で廃業が相次ぎ、現在、わずか2社2工場が残るだけとなっているが、大規模に効率的な製糸を行う器械製糸工場がなくなれば、蚕糸業が産業として存続することは極めて困難となる。このため、器械製糸工場を核として、繭の生産・供給を安定的に行う養蚕農家を組み合わせた養蚕・製糸ユニット（川上ユニット）を確立し、器械製糸工場が安定的に年間稼働できる繭の生産量を確保することが重要である。また、このような器械製糸工場を中核とした規模の大きな養蚕・製糸ユニットに加え、国産製糸工場の立地条件等に配慮し、伝統的な織物産地や各種工房とも結びつけた地産地消的な養蚕・製糸ユニットの構築も必要である。

養蚕業の存続・安定化のためには養蚕従事者の確保が不可欠であるが、養蚕は高齢者でも十分に対応できることから、定年退職後の参入者も含め養蚕業への参入を促進することが重要である。養蚕農家・製糸業ともに、存立基盤が極めて脆弱化している状況にあるが、今後とも、川上・川下の連携システムへの参画等を通じて、新たな取組への対応、低コスト化等に向けた一層の努力が必要である。

3 純国産絹製品の識別の容易化

(1) 消費者の立場に立った国産表示の実施

国産の繭・生糸を利用した純国産絹製品づくりを推進し、徹底した差別化により国産

ブランドを確立させるためには、製品の最終的な購入者である消費者が、国産糸を利用している製品と利用していない製品を容易に識別できることが重要である。このため、消費者が、純国産絹製品であることを一目で識別できるような表示（例えば純国産マークの貼付）が必要である。純国産絹製品については、このような表示によって識別性を高めることにより、消費者の本物志向に訴えることが可能となる。

また、このような表示は、製糸から小売りに至るすべての段階の製品に貼付され、最終的に消費者に対して情報が確実に伝わることが重要であるため、川上・川下の提携システムの中で、表示の実施について明確に位置付けることが必要である。

(2) 消費者の理解の醸成

蚕糸業の持続的な発展のためには、製品の最終的な購入者である消費者の理解を得ることが重要である。また、国産の繭・生糸の差別化を実現させるためには、国内の蚕糸業や織物業の現状や歴史について、消費者に正しい認識を持ってもらうことが不可欠である。

このため、国内の養蚕・製糸業の規模が縮小し、現在では量的に極めて限られたものとなっていること、歴史上の養蚕・製糸業の果たした役割等を、日本の衣装文化の中での和装絹文化の重要性と関連付けて積極的にPRすることが必要である。また、国産ブランドを広く消費者に認識してもらうためには、各地に残る養蚕、製糸、機織り等の施設や工房等のグループ組織も活用して、市民活動なども含め養蚕、製糸等の活動が幅広く行われることが有効である。

4 繊維以外の新たな需要への対応

従来、繭・生糸は繊維、織物用の素材という概念が定着していたが、近年、桑や繭の持つ機能が解明され、桑茶、繭を利用した化粧品など、それぞれの機能を生かした新しい製品の開発事例がみられる。また、現在、バイオテクノロジーを利用し、機能性を有する糸を吐く蚕品種や蚕による有用物質の大量生産技術について研究開発が行われている。

蚕糸業を産業として存続させるためには、このような非衣料分野の新素材としての絹タンパク質の利用、桑の葉や実を活用した取組等の新たな展開を図ること、さらに、新しい用途への利用状況や革新的技術の開発状況をも視野に入れ、他産業との連携により、蚕糸業を蚕、繭、生糸の有する多様な機能を利用する産業として展開していくことが重要である。

今後の蚕糸業振興対策の展開方向

1 川上・川下提携システムの構築

現在においても、川上から川下までの複数の事業者がグループを形成し、連携して国産繭・生糸利用による純国産絹製品の企画・製造販売に取り組んでいる事例が見られている。これらの事例では、生糸価格が、生糸相場に応じて設定される一般的な取引と異なり、特殊繭品種の生産や特別な繰糸方法に伴うコストの掛増しに応じて設定されるなど、川上の養蚕農家や製糸業の努力を川下が評価し対応しているとみられている。

今後は、これらの事例を参考にしつつ、川上である蚕糸業のみならず、川下の織物業、流通業等の発展をも図る観点から、繭、生糸、絹製品等の生産・流通・販売に関わる事業者による、純国産絹製品づくりのための川上・川下提携システムの形成を促し、このシステムを形成したグループが、消費者から高く評価される品質の良い純国産絹製品を安定的に生産・販売していくことにより、生産・流通・販売それぞれの努力に見合った適切な収益配分がグループ内で行われ、川上の養蚕農家や製糸業の経営の安定が図られるようにすることが重要である。

(1) 川上・川下提携システムの形成とコーディネーターが果たす役割

これまでの事例の分析によれば、川上・川下提携システムの構築に向けた手順として、以下のようなモデルケースが想定されるところである。

川上から川下まで幅広い知見や能力を有する事業者等のコーディネーターが、蚕糸業、織物業等の関係業界、市場、消費者の動向等といった様々な情報の収集を行うとともに、川上・川下の関係者に対してこれらの情報を提供する。また、このような川上・川下の情報交換を通じて、川上の技術シーズと川下の製品ニーズのマッチングを行うとともに、最終的な製品の流通・販売までを十分に考慮しつつ、純国産絹製品づくりに係る構想をまとめる

コーディネーターは、この構想を具体化して商品化を行うべく、これまでに収集した情報を基に、売れる製品づくりにおいては流通・小売業の協力が不可欠であることに留意しつつ、川上の養蚕農家・製糸業者から、国産原料を評価してくれる川下の各事業者に働きかけを行うことによって事業者のグループ化を行う。次いで、このグループとともに新しい純国産絹製品の企画、試作、試験販売等を行い、新製品が市場・消費者に受け入れられる新商品となりうるかを見極める

新しい純国産絹製品を商品化できる見込みが立てば、製品の製造、流通、販売を行う事業者グループ内で協議を行い、事業者間の役割分担、収益配分や在庫リスク等事業リスクの負担のあり方等について契約（取り決め）を行う（川上・川下提携システムの形成）

形成された川上・川下提携システムでは、契約（取り決め）に従い、コーディネーターの調整の下、自立的に純国産絹製品の生産・販売を行っていく

(2) 川上・川下提携システムの構築に向けた支援のあり方

将来的には、消費者の要望に応えた製品が市場で評価され、川上・川下提携システムの枠組みの中で蚕糸業へ収益が適切に配分されることにより、繭・生糸の生産費が補償されることが基本である。

しかしながら、現在の生糸価格水準や繭・生糸の生産コストを考慮すれば、川下との連携により、収益が川上まで適切に配分される体制が整備されるまでの間、繭・生糸の生産に対する支援が必要である。ただし、支援の対象は、国産ブランドの確立、提携システムの構築等の新たな取組へのインセンティブを与える観点から、川上・川下提携システムを志向して川下の需要に対応して生産される繭・生糸に重点化していくことが必要である。

川上・川下提携システムの形成・確立を効率的に進めていくためには、

コーディネーターが万全の態勢で提携システムの形成や高品質な純国産絹製品の生産供給に向けた各事業者の取組の調整等の活動を行いうる環境づくりを行うこと

純国産絹製品の付加価値の向上等の観点から国産繭・生糸の希少性や特長について消費者や川下の事業者に正しく理解してもらうこと

提携システムにおける高品質な純国産絹製品の生産・供給への取組を促進すること
関係機関が連携して、新規参入者等に対する指導、相談、研修等人材育成に取り組むこと

等の取組を一元的に実施することが重要である。今後、これらの点を踏まえ、川上・川下提携システムの形成等に向けて必要な支援を行う推進組織の設置を含め、具体的な支援方策を検討することが必要である。

2 国産ブランドの適切な表示と国民の理解醸成

(株)野村総合研究所が実施したインターネットアンケート調査の結果によると、きものユーザーの5割超が「日本のきものはすべて国産生糸から作られている」と考えており、また、きものユーザーの約7割が「価格が高くとも国産生糸にこだわりたい」と考えている（「蚕糸絹業再生プラン・コンサルティング事業成果報告書」（平成18年12月））。このことから見て、製品の原材料の原産地等製品の履歴を適切に表示することによって、純国産絹製品へのニーズは一層高まってくることが期待できると考えられる。

現在の「日本の絹」マークは、日本で織りかつ染めたものを要件として貼付され、原材料の原産地は付加的表示として記載することが可能な仕組みとなっており、国内の織りや染色技術の優秀さをアピールする効果があるものの、消費者が、マークの名称のイメージから原料まで国産と誤認するおそれがあるほか、原材料の原産地表示も付加的な表示では不十分ではないかとの意見がある。

国産ブランド表示については、群馬県の「ぐんまシルク」表示（県で育成されたオリジナル蚕品種の繭から一貫して県内で生産された製品について認証シールを交付）等を

参考にしつつ、最終的な製品の購入者である消費者が純国産絹製品であることを容易に判断できることを基本とし、純国産絹製品を評価する川下の事業者からも理解が得られる手法を関係者間で協議することが必要である。

また、純国産絹製品の評価を高めていくためには、蚕糸業の重要性、国産繭・生糸の希少性等について、国民に対して理解の浸透を図ることが重要である。

さらに、消費者の理解醸成を図るため、現在もある養蚕資源等を活用し、蚕の飼育、機織り等の体験を通じて和装文化の啓発等を図ること、小中学校等における生物教材として養蚕を取り入れてもらう等学校教育と連携を図ること等について検討することが必要である。

3 技術シーズの再評価・活用、基礎的資材の安定供給

川上・川下提携システムによる純国産絹製品づくりにおいては、特長を持った糸を吐く蚕品種、特殊な繰糸方法などの技術シーズが重要な役割を果たすものと考えられるが、県の蚕糸関係の試験研究機関の廃止、蚕糸関係の研究者の減少等により、当該分野の研究開発体制は脆弱化しており、新技術の開発には大きく期待できない状況にある。また、川下の要望にきめ細かく対応した繭・生糸生産の実現のためには、要望に応じて小ロットで迅速に蚕種を供給することが重要であるが、県や民間における蚕種供給事業が廃止・縮小されてきている状況にある。

このため、今後は、蚕糸関係の公的試験研究機関が、日本蚕糸学会等とも連携を強化しながら、これまで開発された養蚕・製糸技術を再評価・活用する体制、蚕品種の特性を維持しつつ小ロットで蚕種を供給できる体制を構築することが必要である。

また、消毒薬など各種の養蚕資材の確保・供給については、代替品の活用、廃業農家の保有する機械施設のリサイクルの促進等を推進していくことが必要である。

今後の具体策の策定に当たっての留意事項

以上のとおり、本報告においては、今後の蚕糸業のあり方について検討を行い、蚕糸業振興対策の展開方向を提示した。今後、新たな対策の具体化を進めるに当たっては、養蚕業、製糸業、織物業、流通業など関係者の意見を十分に聞きながら、さらに検討を深めることが必要である。

具体化された各般の施策を推進するに当たっては、施策の推進に関する手順、達成目標などを示した工程表を作成し、川上から川下まで関係者間で目標・意識の共有化を図り、的確な工程管理を行うことが必要である。

なお、繭・生糸の輸入制度及び輸入糸調整金のあり方については、今後、蚕糸構造改革の進捗状況も検証した上で、WTO交渉の進展にも留意しつつ、消費者の要望に応えた製品が市場で評価され、蚕糸業へ収益が適切に配分されることにより、繭・生糸の生産費が補償されることが基本という考え方に即して、蚕糸業支援の負担のあり方と併せ

て、検討していくことが必要である。

また、現在は、国、地方自治体、農協、民間（公益法人）がそれぞれの立場で蚕糸・絹業への支援を実施しているが、今後、蚕糸業への支援の検討に当たってはそれぞれの役割分担のあり方についても併せて検討することが必要である。

(別添1)

「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

安藤 俊幸 全国農業協同組合連合会農産部養蚕対策室長

兜 信夫 福井県絹織物工業協同組合理事長

高木 賢 財団法人大日本蚕糸会会頭理事

高村 育也 全国製糸連絡協議会会長

棚町 敦子 アシエット婦人画報社・美しいキモノ編集長

林 良博 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

樋口 泰三 社団法人日本生糸問屋協会会長

吉國 隆 社団法人日本絹業協会会長

吉田 孝男 群馬県農業局蚕糸園芸課長

渡邊 正義 丹後織物工業組合副理事長

(: 座長、 : 座長代理)

「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」最終報告までの開催状況

平成18年 5月18日(木) 第1回検討会

議題：蚕糸業をめぐる事情について

平成18年 5月31日(水) 第2回検討会

議題：繭・生糸の生産流通の課題について

平成18年 6月 5日(月) 第3回検討会

現地検討会：群馬県下

平成18年 6月21日(水) 第4回検討会

議題：有識者ヒアリング

平成18年 7月 7日(金) 第5回検討会

議題：(1) 川上・川下の提携システムについて

(2) 養蚕業への支援、繭代補てん制度のあり方について

(3) 国境調整措置のあり方について

平成18年 7月24日(月) 第6回検討会

議題：中間論点整理案の提示・意見交換

平成18年 8月 7日(月) 第7回検討会

議題：中間論点整理について

平成19年 3月28日(水) 第8回検討会

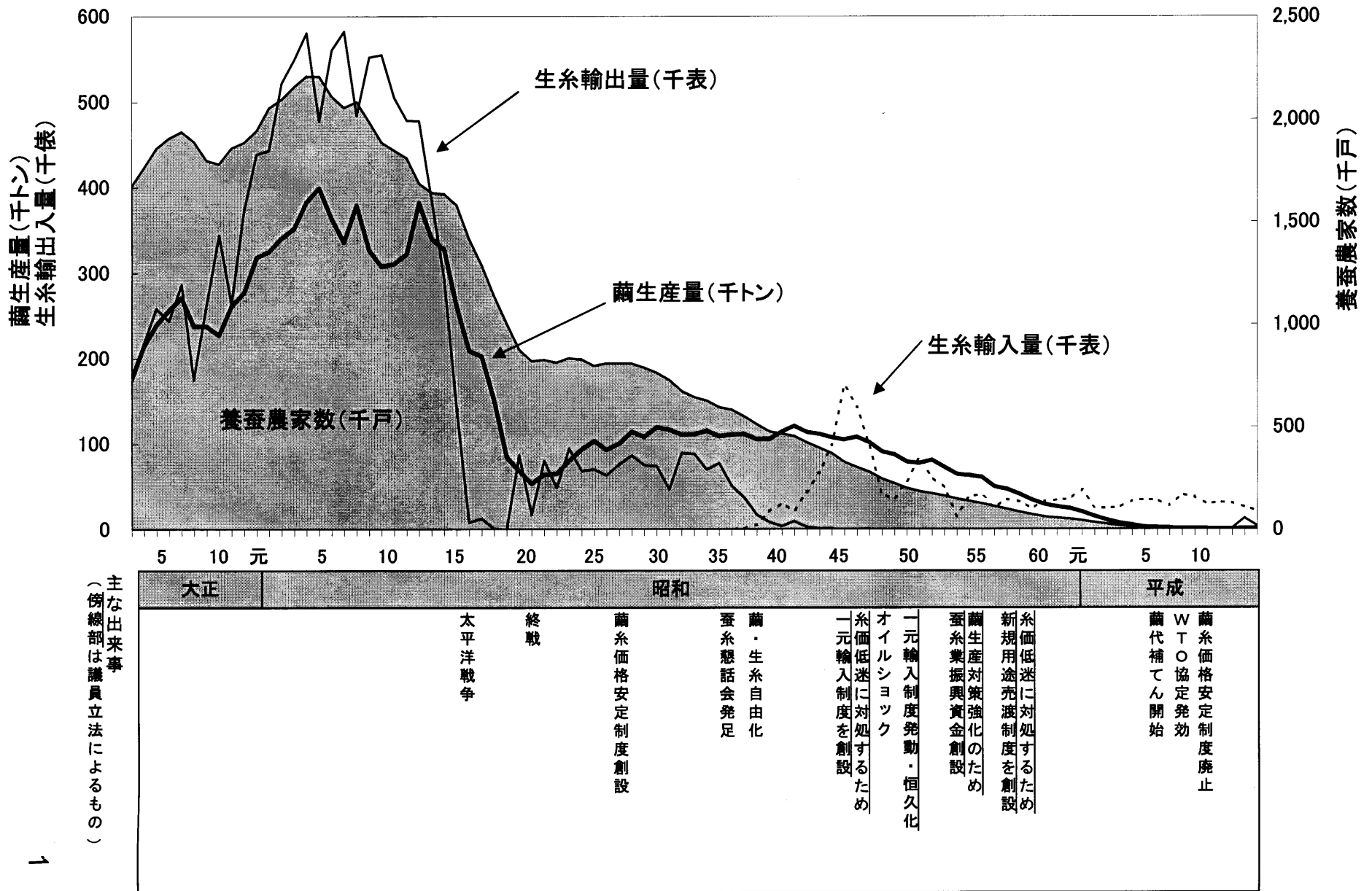
議題：最終報告書について

資料編目次

(ページ)

1. 養蚕農家数・国内繭生産量・生糸輸出入量の動向と主な出来事	1	
(大正4年から平成18年まで)		
2. 近年の蚕糸業の推移、各項目のピーク時のデータ	2	
3. 養蚕の現状(養蚕の地理的分布)	3	
4. 中核的養蚕農家の経営例(H18年)	4	
5. 製糸業の現状、製糸業の推移	4	
6. 生糸価格の推移	5	
7. 絹製品の需給動向		
(1) 絹製品全体の需給動向、絹製品等の供給数量		6
(2) 絹織物業の現状と動向(絹織物の生産量の推移、主要織物産地)		7
8. 繭・生糸の国境措置(繭の関税割当の概要、生糸の国境措置の概要)	8	
9. 繭代補てん措置と生糸の国境措置の概要	9	
10. 養蚕農家受取繭代等の推移、行政価格等の推移	10	
11. 川上・川下連携による新しい絹製品の開発・生産・販売	11	
(提携システム)の事例		
12. 国産繭利用製品のブランド化	12	
13. 特徴ある繭生産の状況	13	

養蚕農家数・国内繭生産量・生糸輸出入量の動向と主な出来事(大正4から平成18年まで)



2. 近年の蚕糸業の推移

暦年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
養蚕農家数 (戸)	2,730	2,360	2,070	1,850	1,591	1,345
繭生産数量 (トン、億円)	1,031 (17)	880 (16)	780 (14)	683 (12)	626 (12)	505 (-)
器械製糸工場数 (工場)	6	5	4	4	2	2
生糸生産数量 (俵、億円)	7,191 (22)	6,521 (15)	4,791 (10)	4,387 (8)	2,508 (-)	1,956 (-)

注: 繭生産量及び生糸生産数量の()内は、生産額を示す。

資料: 「蚕業に関する参考統計」、「蚕糸業需給・価格動向調査」(特産振興課)、「貿易統計」(財務省)
生糸輸入数量については農畜産業振興機構調べ 国内生糸価格については横浜現物平均価格

各項目のピーク

養蚕農家数	221万戸(昭和4年)
繭生産数量	40万トン(昭和5年)
繭生産額	1,510億円(昭和55年)
製糸工場数	288社(昭和26年)
生糸生産数量	73万俵(昭和6年)
生糸輸出量	58万俵(昭和7年)
生糸輸入量	17万俵(昭和47年)

3. 養蚕の現状(H18年養蚕の地理的分布)

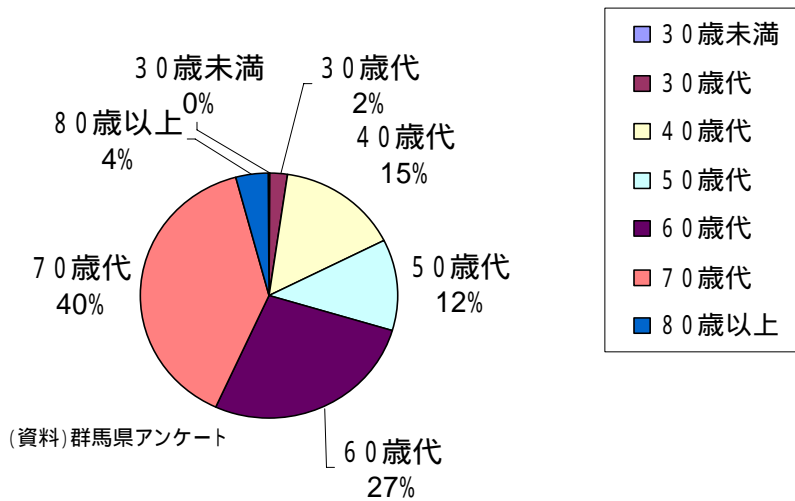
(1) 主要県の養蚕農家数・繭生産量(平成18年)

	農家数(戸)		繭生産量(トン)	
	数	割合	量	割合
群馬	557	41%	225	45%
福島	125	9%	65	13%
埼玉	131	10%	43	9%
栃木	60	4%	41	8%
茨城	49	4%	20	4%
宮城	45	3%	17	3%
長野	65	5%	17	3%
岩手	46	3%	15	3%
山梨	44	3%	15	3%
山形	19	1%	9	2%
その他	204	15%	38	8%
全国	1,345	100%	505	100%

資料:「蚕業に関する参考統計」(特産振興課)



(2) 養蚕農家(群馬県)の年齢別比率



(3) 新規養蚕農家及び復活養蚕農家の推移

	新規	復活	計
平成12年	0	4	4
平成13年	0	5	5
平成14年	0	4	4
平成15年	0	3	3
平成16年	0	7	7
平成17年	3	0	3

(資料)全農から聞き取り

4. 中核的養蚕農家の経営例(H18年)

	養蚕農家	県名	桑園面積 (ha)	飼育回数 (回)	繭生産量 (kg)	繭単価 (円/kg)	上繭1kgあたり生産費(円)				
							物財雇用費			家族労働費	
							現金支出	償却的費用			
1	A	宮城	2.5	5	1,164	1,800	1,147	332	1,479	1,000	2,479
2	B	栃木	4	7	1,865	1,749	1,003	353	1,356	750	2,106
3	C	群馬	2.3	5	2,872	1,831	870	230	1,100	1095	2,195
4	D	群馬	2.4	3	1,545	1,776	813	160	973	1,241	2,214
5	E	山梨	3.5	6	2,451	1,700	893	250	1,143	1,243	2,386
平均			3	5.2	1,979	1,771	945	265	1,210	1,066	2,276

資料：平成18年度養蚕成績検討会(大日本蚕糸会)

5. 製糸業の現状

製糸業の推移

暦年	平成5年	10年	15年	16年	17年	18年	ピーク時	
製糸工場数(社)	96	30	14	13	10	9	1,871	S34年
器械製糸業	45	13	5	5	2	2	288	S26年
国用製糸業等	51	17	9	8	8	7	1,651	S34年
生糸生産量(俵)	67,365	14,499	4,791	4,387	2,508	1,978	754,056	S9年
器械製糸業	59,749	12,537	4,000	3,634	1,735	1,415	698,771	S9年
国用製糸業等	7,616	1,962	791	753	773	563	92,411	S33年

製糸工場数：工場数(社)、生糸生産量：俵(60kg)

(資料) 「蚕糸業需給・価格動向調査」(特産振興課)

(注) 1 器械製糸：明治初期ヨーロッパより輸入された動力、蒸気なども用いた繰糸法、又はそれを改良した繰糸法による製糸業者。

一般に規模の大きな製糸業者。

国用製糸：本来、輸出生糸に対する語で、生糸検査の上から輸出、国用の区別がなされていたが、現在は名称的意義は薄れている。

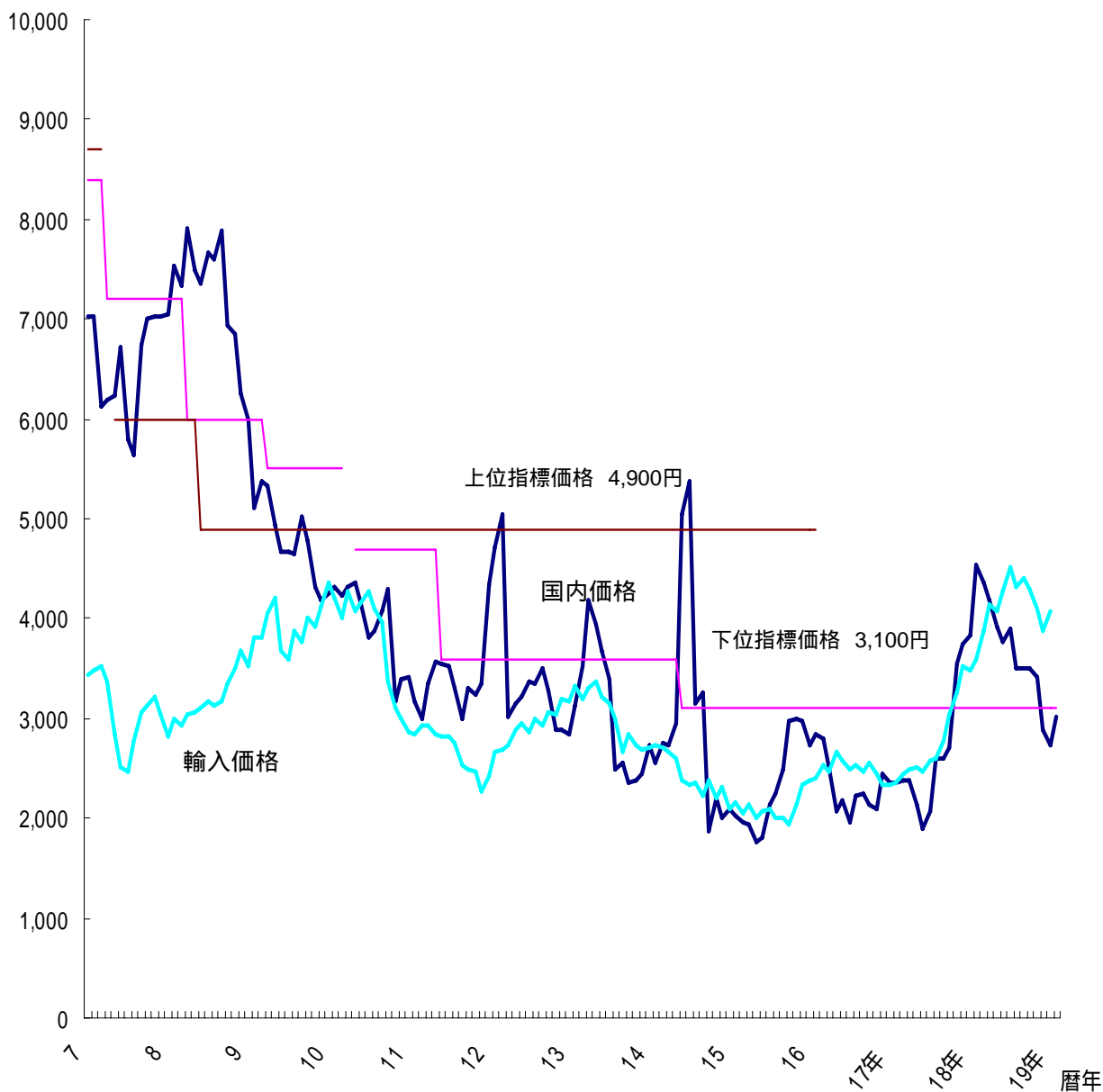
一般に規模の小さな製糸業者。

2 製糸工場数は、運転工場数(社)であり、12月末現在。

3 国用製糸業等には座繰製糸、玉糸製糸が含まれる。

6. 生糸価格の推移

単位: 円/kg



資料: 「貿易統計」(財務省)、横浜生糸問屋協会調査

注1: 生糸年度とは、6月～翌年5月までの期間のことをいう。

注2: 上位指標価格及び下位指標価格とは、生糸の実需者輸入割当基準枠の増減調整の指標となる価格である。

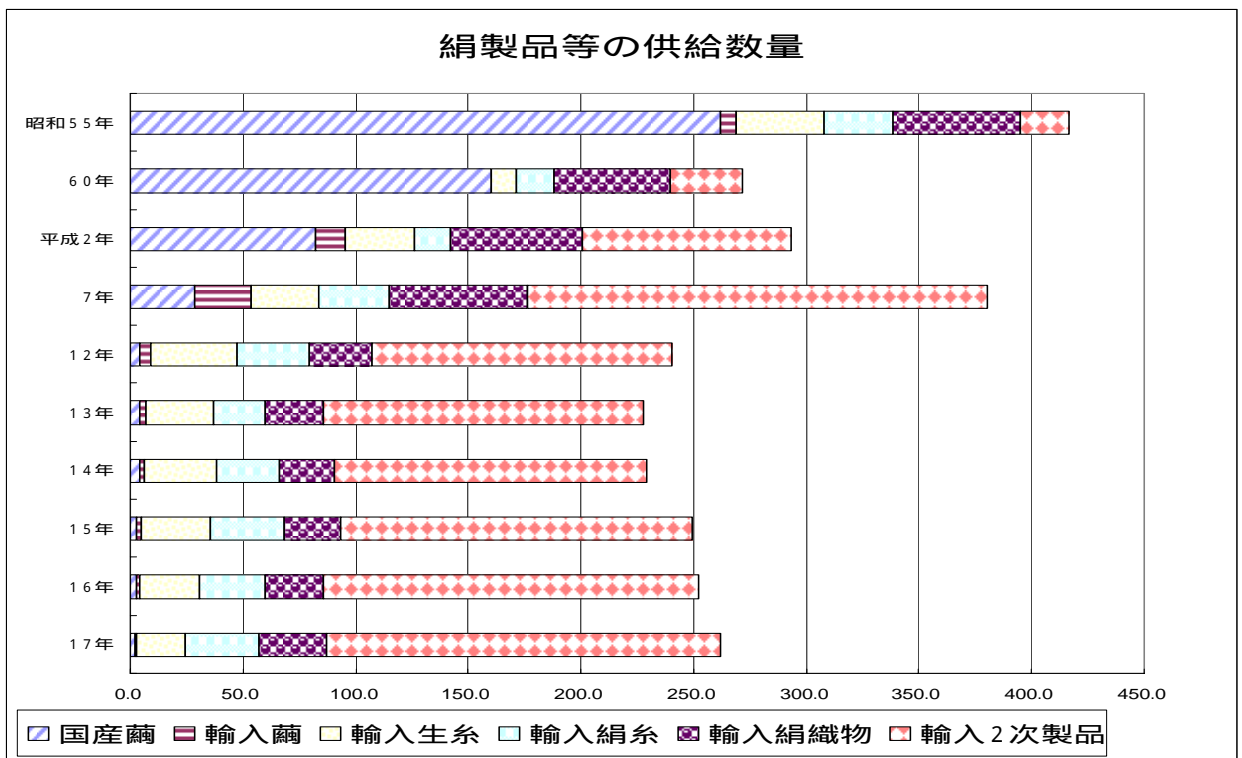
7. 絹製品の需給動向

(1) 絹製品全体の需給動向

(単位:千俵/60kg, %)

	国産繭	輸入繭	輸入生糸	輸入絹糸	輸入絹織物	輸入2次製品	計
昭和55年	261.7 (62.8)	7.5 (1.8)	39.0 (9.4)	30.6 (7.3)	56.4 (13.5)	21.2 (5.1)	416.4 (100.0)
60年	159.9 (58.8)	0.0 (0.0)	11.6 (4.3)	16.5 (6.1)	51.8 (19.0)	32.2 (11.8)	272 (100.0)
平成2年	82.4 (28.1)	12.9 (4.4)	30.7 (10.5)	15.8 (5.4)	58.8 (20.1)	92.6 (31.6)	293.2 (100.0)
7年	28.3 (7.4)	25.5 (6.7)	30.1 (7.9)	31.0 (8.2)	61.1 (16.1)	204.0 (53.7)	380 (100.0)
12年	4.2 (1.7)	5.1 (2.1)	38.3 (16.0)	31.8 (13.2)	27.7 (11.5)	133.0 (55.4)	240.1 (100.0)
13年	3.9 (1.7)	3.3 (1.4)	29.8 (13.1)	22.9 (10.0)	25.5 (11.2)	142.6 (62.5)	228 (100.0)
14年	3.9 (1.7)	2.6 (1.1)	31.7 (13.8)	28.1 (12.2)	24.4 (10.6)	138.7 (60.5)	229.4 (100.0)
15年	2.8 (1.1)	2.0 (0.8)	30.8 (12.3)	33.0 (13.2)	24.8 (9.9)	156.0 (62.6)	249.4 (100.0)
16年	2.7 (1.1)	1.7 (0.7)	26.0 (10.3)	29.7 (11.8)	25.4 (10.1)	167.0 (66.1)	252.5 (100.0)
17年	2.4 (0.9)	0.1 (0.0)	22.0 (8.4)	32.7 (12.5)	30.0 (11.4)	175.0 (66.7)	262.2 (100.0)

資料:特産振興課作成



(資料)「貿易統計」(財務省)より作成

(2) 絹織物業の現状と動向

絹織物の生産量の推移

	昭和27年	55年	60年	平成2年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年 (見込み)
絹織物生産量(千㎡)	142,142 (100)	151,889 (107)	114,538 (81)	83,664 (59)	33,444 (24)	30,837 (22)	27,873 (20)	24,658 (17)	22,617 (16)	20,631 (15)	18,650 (12)
絹織物業企業数(社)	17,414 (100)	15,310 (88)	12,530 (72)	11,740 (67)	5,300 (30)	4,600 (26)	4,300 (25)	4,100 (24)	3,800 (22)	3,400 (20)	3,170 (21)

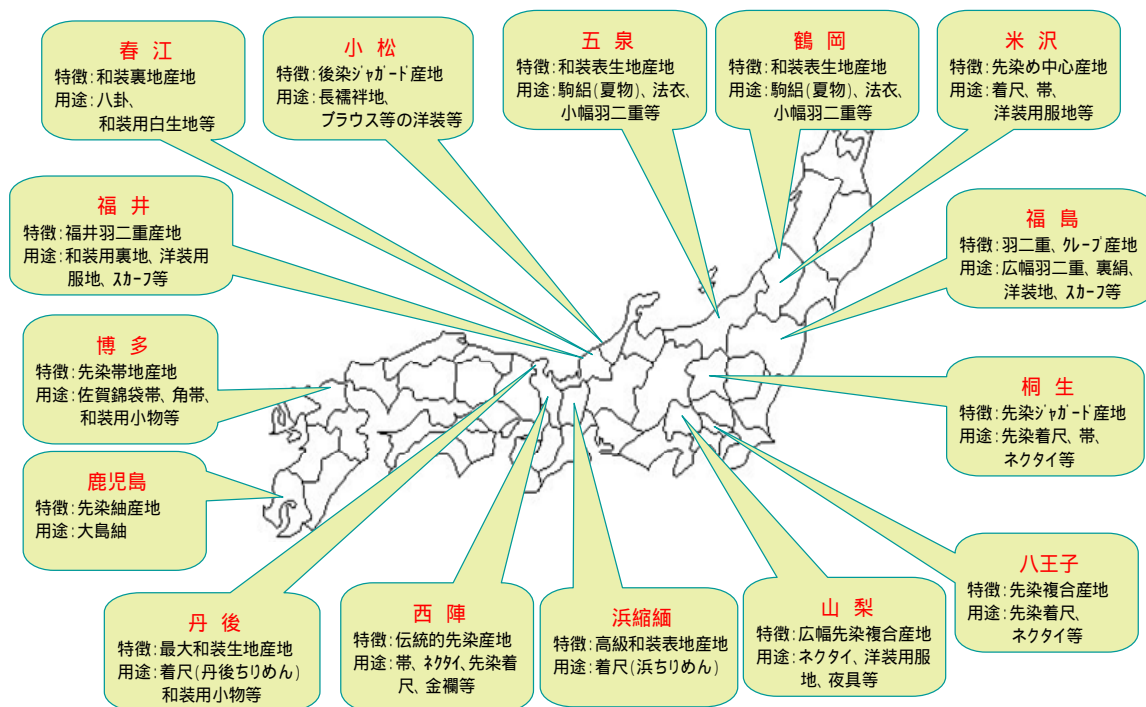
(資料)「繊維・生活用品統計」(経済産業省)、「貿易統計」(財務省)、日本絹人織物工業組合連合会調べより作成。

(注)1. 昭和27年のデータは合繊織物業を含む。

2. データ欄の()は、昭和27年を100とした指数である。

(参考)

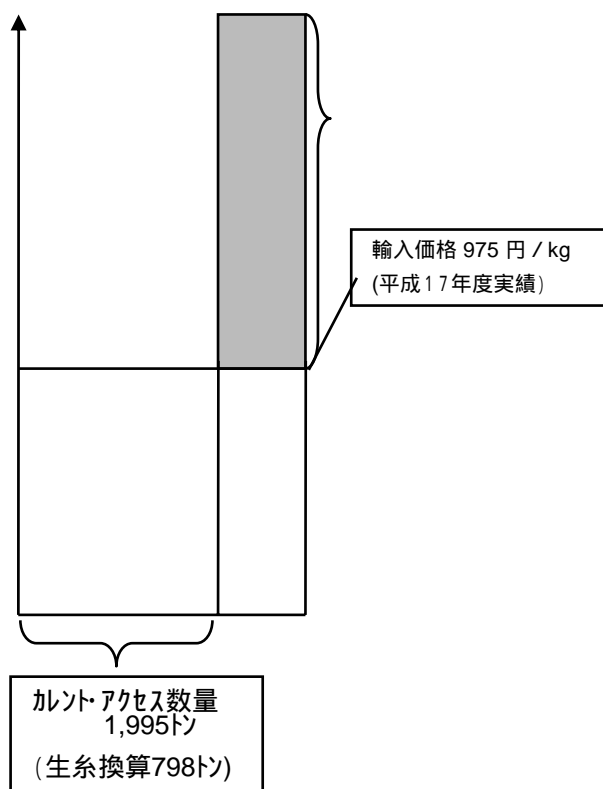
主要織物産地



資料: 特産振興課作成

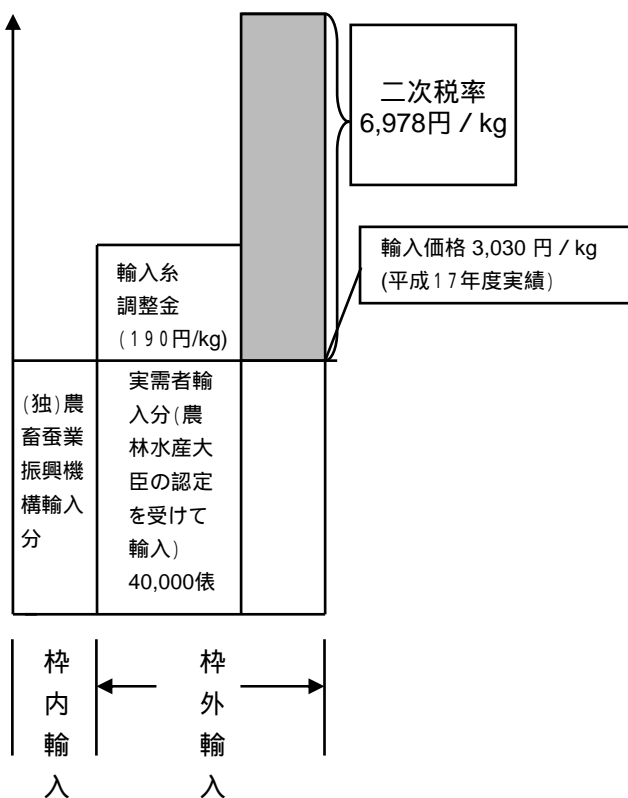
8. 繭・生糸の国境措置

繭の関税割当の概要



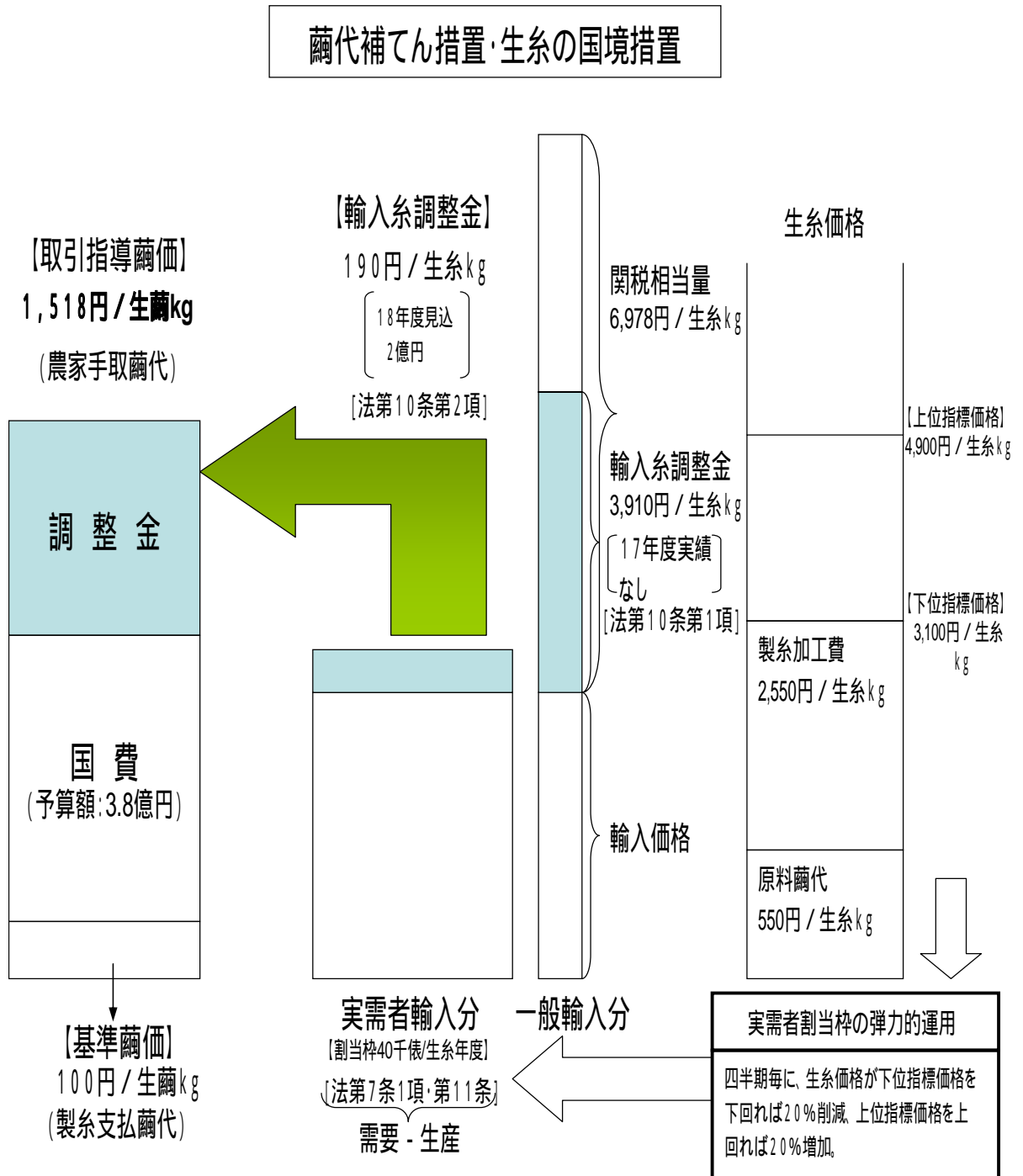
注:繭の一次税率(2004年協定値)は
140円/kgだが、実行税率は無税。

生糸の国境措置の概要



注:(独)農畜蚕業振興機構輸入分の関税(一次税率、2004年の協定値)は7.5%だが、実行税率は無税。実需者輸入分の輸入系調整金は、190円。

9. 繭代補てん措置と生糸の国境措置の概要



資料: 特産振興課作成

10. 養蚕農家受取繭代等の推移、行政価格等の推移

(1) 養蚕農家受取繭代等の推移

(単位:円/生繭kg)

区 分	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
農家受取繭代	1,648	1,700	1,852	1,786	1,699	1,874	1,884
補てん	1,370	1,439	1,630	1,609	1,524	1,681	1,590
製糸支払	278	262	222	177	175	193	294
高品質繭	1753	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

(資料)「蚕糸業需給・価格動向調査」(特産振興課)

(2) 行政価格等の推移

生糸年度 項目	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
1 取引指導繭価 (円/生繭kg)	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518
2 基準繭価 (円/生繭kg)	190	190	100	100	100	100	100
3 輸入糸調整金単価 (円/生糸kg)	390	330	330	330	330	190	190
4 実需者輸入割当 基準枠(千俵)	45	45	40	40	40	40	40
5 指標価格							
(1) 下位指標価格 (円/生糸kg)	3,600	3,600	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
(2) 上位指標価格 (円/生糸kg)	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900

資料:特産振興課作成

11. 川上・川下連携による新しい絹製品の開発・生産・販売

(提携システム)の事例

主な動機による類型区分	(A) 先駆的事例	(B) 最近の事例	(C) 今後期待される事例
蚕品種の特長訴求型	「あけぼの21」グループ あけぼの(天竜社) 群馬ブランドシルク (世紀21)(吉野組)	小石丸グループ プラチナアイ研究会 日本蚕糸絹業開発協 同組合(新小石丸) はくぎんグループ(長野) セリホーブグループ(長野)	新ぐんまシルク開発 研究会(太織度蚕品種 「蚕太」を使ったニッ ト製品) 又昔グループ(群馬)
地域特産訴求型 行政主導 産地強調 (繭、生糸、絹織物、 絹製品の産地)	野村町(伊予糸) 埼玉県(笹繭,いろいろ)	SYOBEIグループ (横浜スカフ)	福島織工グループ 奄美大島グループ 久米島グループ(沖縄) 浦添市(沖縄) 飯島町(長野)
生糸の特長(高品質銘柄、新形質、機能性等)訴求型 1. ブランド生糸 (一般高品質生糸) 2. 特殊生糸 ・細織度 ・特殊加工 ・新形質等	松岡姫(丹後生糸・伊と幸) 和木沢絹(ピュアシルク) (丹後生糸) 春の訪れ(竜水社) 複合生糸 ハイブリッドシルク(パンスト) ピュアシー(パンスト) ネットロウシルク スパノロウシルク スーパーハイブリッドシルク チーズ巻き(碓氷) シルクウェア(群馬)	碓氷製糸(群馬ブランドシルク) ハイオク研究会 (練柞蚕糸) フラットシルク研究会 加撚シルク 中空シルク	太織度低張力糸商品 開発チームの立ち上げ (6~7チームを予定)
シルク工房型 1. グループ型 2. 個人型	多摩シルクライフ21グループ	紅会(刺繍)	
トレサビリティ訴求型 繭生産の農家、地域、蚕期等を限定し、繭から絹製品生産までの関係生産者を表示することにより純国産等を強調		高島屋・千総グループ 品種、地域(農家)蚕期等を特定した繭を使った純国産高級織物。関係者を表示した、追加表示型の「日本の絹マーク」を高島屋が取得。	改良あけぼのグループ (改良あけぼのを使った純国産高級織物を糸商と織商が中心となって川上と連携。) あけぼのグループ (あけぼのを使った純国産高級織物を織商と特定百貨店が中心となって企画し、川上と連携。)

資料:(財)大日本蚕糸会調べ

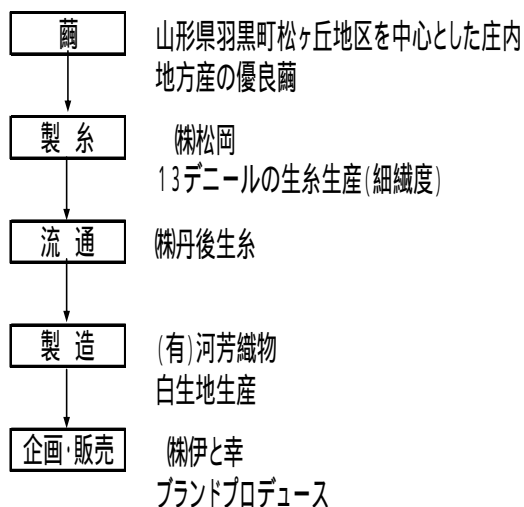
12. 国産繭利用製品のブランド化

統一ブランド「松岡姫」

・(有)河芳織物が中心となり、地元養蚕農家と地元製糸が連携し、繭から製品までのブランド名を「松岡姫」に統一しブランドイメージを確立し、生産・販売している。

・当該事例は、繭から生糸、白生地までの各段階で「松岡姫」のブランド名を一貫して使用し、商品化した初の試み。

・細織度(13デニール)生糸の特長を生かす、繭産地から繰糸・白生地生産まで、こだわりをもって生産している高級織物である。

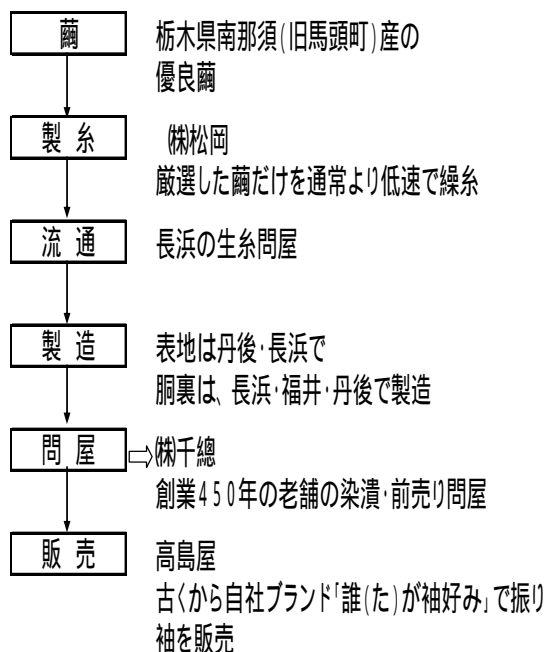


高島屋ブランド

・問屋と百貨店が共同企画し、高島屋オリジナルブランド「誰(た)が袖好み」として販売している。

・当該ブランドは、「日本の絹マーク」を取得し、国内一貫生産の生産履歴を明示し、付加価値をつけて他の商品との差別化している。

・繭の産地・蚕期限定、低速による繰糸するなど各生産段階においてこだわりをもって生産し、高級織物に仕上げている。



はブランド連携事業の主たる推進者

(資料)「蚕糸業構造改革特別対策事業報告書」(社)日本絹業協会より作成

13. 特徴ある繭生産の状況

(単位:t、%)

品種名	平成12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	特 徴
繭生産量	1,244	1,034	880	780	683	626	505	
うち 小石丸	6 (0.5)	6 (0.6)	6 (0.7)	8 (1.0)	8 (1.2)	8 (1.2)	3.9 (0.8)	繭は小粒で、織度は細く糸長は短く、強靱でしなやか、吸湿性が高い。
うち ぐんま200	85 (6.8)	69 (6.7)	102 (11.6)	90 (11.5)	96 (14.1)	99 (15.8)	87.8 (17.4)	虫質強健で解じよ良好で生糸量歩合高い。「生線線糸」に適し、節が少ない。
うち いろどり	0.7 (0.1)	2.1 (0.2)	2.4 (0.3)	4.4 (0.6)	0.2 (0.0)	0.5 (0.1)	2.6 (0.5)	笹色の繭で普通繭よりセリシンを多く含む。
うち 新青白	(-)	3 (0.3)	4 (0.5)	2 (0.3)	2 (0.3)	2 (0.3)	0.6 (0.1)	光沢のある薄緑色の生糸が取れる。
その他	46.8 (3.8)	33 (3.2)	30 (3.4)	31.7 (4.1)	17.6 (2.6)	22 (3.5)	22.5 (4.5)	
特徴ある蚕 品種合計	138 (11.1)	111 (10.8)	142 (16.1)	132 (16.9)	124 (18.2)	131 (21.0)	117 (23.3)	

注:()内の数字は、繭生産量に対するその品種の割合を示す。

(資料)特産振興課調べ